

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 危険物取扱主任者及び映写技術者の講習  
建設業者の登録まつ消
- ◇選管告示 保険医療機関及び保険薬局の指定  
収支に関する報告書の要旨

## 告示

### 鳥取県告示第四百三十六号

消防法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第八十六号)附則第五項の規定に基づく危険物取扱主任者及び映写技術者の講習を次のとおり指定し、実施する。

昭和三十五年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 主催者 鳥取県

### 二 日時及び場所

#### (1) 危険物取扱主任者

期日	時間	場所
十月一日	毎日 午前八時三十分から	倉吉市上井 鳥取県中央農業協同組合連 合会
十月二日		

#### (2) 映写技術者

期日	時間	場所
九月十八日	午前八時三十分から	倉吉市上井 鳥取県中央農業協同組合連 合会
九月十八日		

### 三 受講資格

消防法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第八十六号。以下「法」という。)施行の際、現に市町村条例で定める危険物取扱主任者又は映写技術者の資格を有する者で、同法附則第五項の規定による講習を修了していない者

四 講習科目及び時間

区分	科目	時間
21	危険物に関する法令 基礎物理学及び燃焼及び消 火に関する基礎理論	二・五時間 五時間
43	基礎化学 すべての種類の危険物の性 質及び危険物に共通する特 に関する概論並びに第一類通 に第六類までの危険物の方法 する火災予防及び消火の一般 質並びに危険物の品名ごとの 火災予防及び消火の方法	三・五時間
21	映写に関する法令	二・五時間 一時間
3	熱気及び音に関する基礎 理論 燃焼及び消火に関する基礎 理論	一時間
54	火災予防及び消火の方法 セルロイド類の特性	一時間

備考

法附則第五項の規定に基づく危険物取扱主任者又は  
 映写技術者の指定講習は、今回限りで今後は行なわ  
 ないので、受講を必要とする者でまだ受講していな  
 い者は必ずこの講習を受けるようにして下さい。

鳥取県告示第四百三十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定  
 による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定に  
 より、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消し  
 た。

昭和三十五年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日  
 鳥取県知事登録 (ほ) 第五一七号 昭三三、八、五 美保水道 境港市佐斐神町一、三三三 浜田 孝一 昭三五、九、一

鳥取県告示第四百三十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定によ  
 り、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十五年九月十三日

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日  
 鳥取県知事登録 (ほ) 第五三六号 昭三三、 一二、一九 松本組 境港市小篠津町一、一四八 松本 静夫 昭三五、九、五

鳥取県告示第四百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬  
 局を指定した。

昭和三十五年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名	称	所	在	地	開設者氏名	診療科名	指定年月日	採用 点数表
蒲生診療所	保険医療機関又は保険薬局	岩美郡岩美町蒲生			豊増 政晴	内科	昭三五、八、一五	乙ノ二
萩野薬局		鳥取市川端一丁目			萩野 すゑ	薬局	" " 一八	一

吉田一陽堂若桜橋薬局	藪片原町	吉田 太一	
林 兼太郎薬局	川端四丁目九三	林 兼太郎	
五蔵円薬局	二階町二丁目	森下 秀高	
有限会社広田セイセイ堂薬局	西品治六九四	広田 穆	
(有)佐々木薬局	瓦町二一五	佐々木源一	
宮本 薬局	若桜町	宮本 実次	
立岩 薬局	吉方一区	立岩 一彦	
有限会社加藤薬局	東品治町一六六ノ五	加藤 莊一	
山本 薬局	行徳四一三	山本 一郎	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十五年九月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄  
 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書  
 二期間 昭和三十五年一月一日から昭和三十五年六月三十日まで  
 三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附額		一件五百円以上の寄附額		支出の総額		報告書受理年月日
	数	額	数	額	数	額	数	額	
鳥取県徳安後援会	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三五、七、七
鳥取県医師連盟	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	七、七
鳥取県労働組合協議会	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	七、八
鳥取県会自由民主党	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	七、八
国鉄動力車労働組合米子地方本部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	七、四
鳥取県民主政治研究会	1	1,000円	1	1,000円	1	1,000円	1	1,000円	七、四
日本共産党伯西地区委員会	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	七、四
民有林振興会鳥取支部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	七、一八
鳥取農政同志会	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	七、一八
自由民主党鳥取支部連合会	1	7,100円	1	100,000円	1	100,000円	1	74,320円	七、一八
民主社会党鳥取支部連合会	1	28,300円	1	15,000円	1	15,000円	1	35,600円	八、二六

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄 附 者

政党、協会その他の団体名 寄附の総額 件数 寄附者の氏名又は団体名 職業 住所又は主たる事務所所在地

自由民主党鳥取県支部連合会 一〇〇、〇〇〇円 一 株式会社山陰合同銀行鳥取支店 鳥取市

民主社会党鳥取県支部連合会 一五、〇〇〇 一 中西 利理 会社重役 鳥取県東伯郡

(二) 支 出

支出の総額 件数 支出の目的

自由民主党鳥取県支部連合会 一三八、二〇〇円 一七 給与費

六七、三二〇 一三 旅費

二〇、〇〇〇 二 事務所費

八九、八〇七 一一 通信運搬費

二、六九五 二 消耗品費

二六、七七五 二 印刷費

二四、〇〇〇 一四 広告費

六〇、〇〇〇 五 借家料

三、〇〇〇 二 備品費

五一、八二五 一五 雑費

民主社会党鳥取県支部連合会

一、三五〇 一 交際費

三三、八五〇 二 大会費

一八〇、二三〇 一三 会議費

一五、六〇三 二 教育宣伝費

四、一〇〇 二 人件費

一、〇〇〇 一 旅費

一、二七〇 一 通信運搬費

一、〇〇〇 一 広告費

一、八〇〇 一 消耗費

三、〇〇〇 一 借家料

四、〇〇〇 二 会議費